

新潟県企業局管理規程第9号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月30日

新潟県企業管理者 斎藤 茂樹

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第58条 削除	（直接払） 第58条 企業出納員は、債権者に直接支払をしようとするときは、当該債権者に対して小切手を振り出して行わなければならない。 2 企業出納員は、前項の規定により小切手を振り出したときは、債権者から領収書を徴するとともに、速やかに出納店に小切手振出済通知書を交付しなければならない。
第61条 削除	（隔地払） 第61条 企業出納員は、隔地の債権者に支払をしようとするとき又は経費の性質上前3条の方法により難しいときは、出納店にその資金を交付し、債権者の住所に送金して支払わなければならない。
（支払依頼） 第62条 企業出納員は、第59条の規定による払込みの手続及び第60条第1項の規定による口座振替の手続を行うときは、支払依頼書を作成し、出納店へ依頼するものとする。	第62条 削除
（インターネットバンキング） 第63条 企業出納員は、前条の手続を出納店所定のインターネットバンキングの方法によりデータ通信で依頼することができる。	（インターネットバンキング） 第63条 企業出納員は、第59条の規定による払込みの手続、第60条第1項の規定による口座振替の手続及び第61条の規定による送金の手続を出納店所定のインターネットバンキングの方法によりデータ通信で依頼するものとする。
2 （略）	2 （略）
第64条及び第65条 削除	（小切手の記載事項） 第64条 企業出納員は、その振り出す小切手に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 支払金額 (2) 支払をする出納店の名称 (3) 受取人の氏名 (4) 小切手の持参人が支払を受ける旨 (5) 振出しの年月日、振出地及び支払地 (6) 事業年度、会計名及び番号 (7) 振出人の職氏名 2 企業出納員が振り出す小切手は、記名式持参人払式としなければならない。ただし、資金前渡職員又は出納店を受取人として振り出す小切手は、記名式として指図禁止の旨を記載しなければならない。
	（小切手等の確認） 第65条 企業出納員は、小切手を振り出すとき又は小

(企業出納員の印鑑通知)
第66条 企業出納員は、通知書等に押印された印影の照合に供するため、あらかじめその職印の印影を印鑑通知書により出納店に通知しなければならない。

第67条から第69条まで 削除

切手振出済通知書を発行するときは、金額の確認を行い、金額を記載した頭部に確認の私印を押印しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、企業出納員は、あらかじめ職員を指定して金額の確認を行わせることができる。この場合において、確認の印は、当該職員の私印を押印するものとする。

(企業出納員の印鑑通知)

第66条 企業出納員は、小切手、通知書等に押印された印影の照合に供するため、あらかじめその職印及び私印の印影を印鑑通知書により出納店に通知しなければならない。

2 企業出納員は、前条第2項の規定により職員を指定したときは、前項の規定に準じて当該職員の印鑑の印影を通知しなければならない。

(振出日から1年経過後の小切手等の処理)

第67条 企業出納員は、次の各号に掲げる未支払の資金について、出納店から小切手等未払額報告書を提出させて確認し、収入徴収者に対しその旨を通知しなければならない。

(1) 第58条第1項の規定による小切手のうち、小切手振出日付から1年を経過しまだ支払を終わらないもの

(2) 第61条の規定により出納店に対し交付した資金のうち、資金交付の日から1年を経過しまだ支払を終わらないもの

2 収入徴収者は、前項の通知を受けたときは、速やかに調定しなければならない。

(小切手の亡失等の請求)

第68条 振出日付から1年未満の小切手を亡失した者は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の規定により有価証券を無効とする旨の宣言をするための公示催告をし、除権決定を受け、当該除権決定を証明できる書類及び当該小切手の未払証明書を添付して企業出納員に支払の請求をすることができる。

2 振出日付から1年未満の小切手を汚損し、又は損傷したため出納店において支払の拒絶を受けた者は、当該小切手の未払証明書の発行を受け、これに当該小切手を添付し、企業出納員に支払の請求をすることができる。

3 企業出納員は、前2項の規定による請求があつたときは、これを調査し、受取人に対し小切手振出済証明書を交付しなければならない。

4 受取人は、前項の小切手振出済証明書により出納店に支払の請求をすることができる。

(小切手の償還等)

第69条 小切手の所持人は、小切手振出日付から1年経過後の小切手により償還を受けようとするときは、償還請求書にその小切手を添付して企業出納員に請求しなければならない。

2 企業出納員は、前項の規定による請求があつたときは、総務課長に通知しなければならない。

(長期継続契約を締結することができる契約)
第132条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約
ア～キ (略)

ク (略)
ケ (略)
コ (略)
サ (略)
シ (略)
ス (略)
セ (略)
ソ LED照明器具

(2)・(3) (略)

(契約保証金)

第137条 契約を締結する者は、契約金額(次の(1)から(3)までに掲げる契約にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める金額、第151条の2第1項に規定する電子入札により普通財産の売払いを行うことができるシステム(以下「財産売払いシステム」という。))による入札の場合にあつては予定価格。第146条第1項において同じ。)の100分の10以上の契約保証金を、現金で納付しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。第146条第2項において同じ。))の保証

(4) (略)

3・4 (略)

(入札の方法)

第151条 (略)

2・3 (略)

4 第1項又は第2項の入札保証金は、あらかじめ口座振替の方法により納付することができる。

(電子入札)

第151条の2 (略)

3 総務課長は、前項の規定による通知があつたときは、速やかに支払の取手をとらなければならない。

4 前3項の規定は、企業出納員が第61条の規定により出納店に交付した資金について、資金交付の日から1年を経過しまだ支払を受けない債権者の支払の請求について準用する。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第132条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約
ア～キ (略)

ク ソフトウェアライセンスの使用許諾
ケ (略)
コ (略)
サ (略)
シ (略)
ス (略)
セ (略)
ソ (略)

(2)・(3) (略)

(契約保証金)

第137条 契約を締結する者は、契約金額(次の(1)から(3)までに掲げる契約にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める金額、第151条の2第1項に規定する電子入札により普通財産の売払いを行うことができるシステム(以下「財産売払いシステム」という。))による入札の場合にあつては予定価格。第146条第1項において同じ。)の100分の10以上の契約保証金を、現金(金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。次項及び第146条第2項において同じ。))が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。第146条第1項において同じ。))で納付しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 金融機関の保証

(4) (略)

3・4 (略)

(入札の方法)

第151条 (略)

2・3 (略)

(電子入札)

第151条の2 (略)

2 前項の規定による電子入札に係る入札保証金は、書留郵便又はあらかじめ口座振替の方法（財産売払いシステムによる入札の場合にあつては、企業局長が別に定める方法）で納付しなければならない。 （入札の方法） 第162条 （略） <u>2</u> 前項の入札保証金は、あらかじめ口座振替の方法により納付することができる。 <u>3</u> （略） <u>4</u> （略）	2 前項の規定による電子入札に係る入札保証金は、書留郵便（財産売払いシステムによる入札の場合にあつては、企業局長が別に定める方法）で提出しなければならない。 （入札の方法） 第162条 （略） <u>2</u> （略） <u>3</u> （略）
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第137条、第151条、第151条の2及び第162条の規定は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の新潟県企業局財務規程第137条、第151条、第151条の2及び第162条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に公告又は通知する一般競争入札又は指名競争入札について適用し、同日前に公告又は通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。